

國第二十六回 參議院大蔵委員會會議錄第四号

昭和三十二年二月十四日(木曜日)午前
十時五十一分開会

○とん税法案(内閣提出、予備審査) ○特別とん税法案(内閣提出、予備審査)

出席者は左の通り。

雜事

西川甚五郎君
平林剛君
天坊裕彦君

○租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

この会計の収入及び支出の状況を勘定いたしますと、例年と同じく、十二月中に最高額に達することが予想されであります。

年度からおもむね借入金等の見込額は約三千四百二十億円、昭和三十二年三月末における借入金等の増加の見込額が約三百七十億円、計約三千七百十億円と推定されるのであります。これに、収入及び支出につきまして申

動のある場合を予想して若干の余裕をもつて購入しますとともに、過去の実績から

十二月末日と十二月中における借入金

等の最高額に達する日の借入金等の額を見込みまして、この会計の借入金

等の限度額を四千四百億円にいたしました。

いと存するのであります。

法律の一部を改正する法律案について申上申立てます。

政府は、国の財政の健全化等の目的

から、補助金等の整理につきましては、昭和二十九年度以降予算において所要

の措置を講ずるとともに、法的措置も講ずる必要があるものにつきまし

は、補助金等の臨時特例等に関する事

律により所要の措置を講じて参った
であります。

政府といたしましては、補助金制度の合理化につきましては、従来に引き続きなお今後も調査検討を進めて参る計画であります。が、昭和三十二年度予算の編成にあたりましては、この建前から各種補助金等の整理につき検討の結果、同法による特別措置につきましては、国立公園法に基く補助金に関するものを除くほか、昭和三十二年度においてもなお引き続き同様の措置を講ずることが妥当であると考えられますので、今回右特例法につき国立公園法に基く補助金に関する規定を削除いたしますとともに、その有効期限を昭和三十三年三月三十一日まで延長いたしましたため、この法律案を提出した次第でございます。

の補てん資金をあらかじめ財政の事情が許す時期において準備しておき、この資金をもつて将来そのつどの財政事務にとらわれることなく、産業投資財源の不足をみた場合これを彈力的に補うこととすることが財政経済の調整を推進する考え方からいたしましてきわめて必要かつ適当であると認められます。昭和三十一年度におきましては、相当の自然増収が見込まれる実情でありますので、補正予算をもちまして三百億円を産業投資特別会計に繰り入れて右の資金に充当し、先に申し上げましたような将来の必要に備えることといたし、ここに産業投資特別会計法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

常任委員会専門員 木村常次郎君
本日の会議に付した案件
○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)
○補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)
○産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)
この法律案の内容は、食糧管理特別会計法第四条ノ二の規定によりますと、食糧管理特別会計の負担に属する証券、借入金及び一時借入金の限度額が三千五百億円と定められておりましたを四千四百億円に引き上げようとするものであります。
を改正する法律案について申し上げます。

申し上げて、今後の施策の上に十分御配慮を願いたいと存じます。申すのは、今お話しのありましたごとく、税の公平といふこの問題ですが、きようあえて私はあなただと税の公平論について論戦をしたいと思いません。しかし税の公平論をする場合には、一応心には、単に農村の面だけではなくて、税といふならば、全部あらゆる産業に対ししても、やはり総合的な検討を加えていかなければならぬと思うのであります。してみると、今日まで日本の財政の面から見れば、大体租税収入がどのくらいあつて、それがどういう方面に使われておるか、いろいろな点をさらばに分析しなければならぬし、そうしてそのまた経済効率の点から、あるいは経済効率の面ばかりでなくして、たとえば日本の国民生活に必要な点からも目新しい点ではなればならない、そういう産業もあると思うのであります。单なる私は経済効率だけじゃないと思う。そななるというと、今のように、国民生活に必要な食糧が、まだ自給自足の燃勢がでてきておらぬ。御承知のごとく二千三百万石の供出でどうかこうか、その他の外米あるいは外国の食糧を入れて、そこをカバーしているという状態です。してみると、外国から食糧を入れなくてよろしいという自給自足の態勢になつた場合には、考え方をおのずから違つとと思うのであります。しかしそうでなくて、依然として国外かへ下におきましては、まだ日本の食糧事情といふものは自給自足の態勢に立ち至つたということは言えないと思います。そういう点から私は考えてみる所と、どうしても農家が生産意欲を落す

かく物を作つて、経済が困る。たとえば税金が多い、あるいは生活に事を欠くといふようなことがあるとするならば、やはりこれは生産上に大きな影響を持つのでござります。こんなことは一つの常識でございます。でありますから、どうかそういう点を私は十分考えてもらいたい。具体的に申しますと、農村には農林中金という金融機関がございますが、これは足立次官も御承知のことと、資金の運営はどうですか、預かるものは三分ないし四分くらい、今度は農村が借りる場合はこれが一割だ。そうして中金の資金利用面がどういうようになつておるかといふと、このうちの約三割くらいは農村以外に出ているのです。これは原さんが十分おわかりだし、大蔵当局はその点について十分検討されておると思う。たとえば国家資金の利用の面におきまして、そらいうように実際、農民は恩恵に浴しておらないのです。この点からも私は不公平だと思うのです。これは一つの面です。その他あとでまたいずれ質問をいたしますけれども、租税特別措置法の内容などを見ても、単なる生命保険の面だけが一般国民的な免稅になつておる点でありまして、二種目あるうで、完全に一般大衆的のものというものは、私どもとしては見受けられません。これは一つの財政金融の面からの部分の見方でござりますが、その他、まあいろいろの点において非常に農村は収奪をされてきておりますのでございまして、前年度よりは今年度は一戸平均三万近くの收入減になつておるのでござります。これは経企庁の統計にも出ております。こうい

う点から見て、私はこの時期別奨励金の免税の点については、今回だけといふことでなくして、今後かよくな問題が提起された場合におきましては、あらゆる角度から検討されまして、農村経済がやっていけるような事情の下において考えられるということについて、特に強く私は希望を申し上げて、この問題に対する質問を打ち切つておきたいと思います。

○青木一男君 一点だけちょっとお伺いしたいのですが、事前売り渡し申し込みに基いて米を予約した場合に、この特典があるといふ点に非常な特異性があるよう見えますが、事前売り渡し申し込みを超過して余分に売った場合、あるいは事前売り渡し申し込みと基かずして売った場合に、この特典を与えるのかどうか。それからもう一特典がもし事前売り渡し申し込みと申しことが条件ならば、初め割合に多く申し込んでおいて、事実少く売り渡した場合にどういう不利益を受けるのか。特典だけあって不利益がないとすれば、この事前売り渡し申し込みというのは非常に不確実性を帯びてくると思うのですが、その両者の関係を説明していただきたい。

○政府委員(原純夫君) 第一の点につきましては、事前売り渡し申し込みに裏づけられない売り渡しにつきましてはこの特例の適用はございません。それから第二の点でございまするが、予約をいたしまして、まあ、しいてよけいといふこともございませんんでしようが、よけいに予約して、それが実行できなかつたという場合につきましては、これは税の方ではもちろんその分は収入が立たないわけでございま

するから、別段の問題はございません。従つて不利益な扱いはございません。予約の代金を二千円でございますが、春、農民が受け取るわけあります。それを返す段において、私は、詳細は記憶いたしておりませんが、あまりに度がひどいと、それについて金利相当の額をつけて返す。返しますといふことは、実際にはそういう農家も全然供出しないのじやなくて、充り渡しをいたしますから、最初に充り渡す米の代金からさつ引かれる形になるわけであります。そういうような、考え方によつては当然のことでありますけれども、乱に流れないようとにいう意味では、そういう方法をとつておるわけであります。もともと米穀管理の態様が推移しまして、こういう予約充り渡しという制度になりました際に、その奨励と申しますか、そういう意味もからんで、この特例ができるおりますので、若干そういう事態が起りますてもあまりに過度のものについて、ただいま申しました程度の、不当な利益がないということを確保するといふ程度でよろしいのではないかというところでやつておる次第でございます。

うか、つき減りの非常に少い、量よりも質で、相當今まで酒米その他格差のあるものが、非常に不利に……。これに対しても、大蔵省でいろいろ御反対があるようですが、この問題に対してもやはり少しでも良質なものをだんだん獎励していく意味において、大蔵省として地域的なそういう公正という観点からも御考慮になる余地があるかどうか、從来の経験、また今後のお見通しをこの際伺つておきたい。

○政府委員(足立鶴郎君) 実は私も米価審議会委員を数年勤めさせていたときまして、今左藤先生から御指摘のよくな点、あるいは先ほど野溝先生からも御説のございましたような点、いろいろな経過のありますことをよく承知いたしております。特に今左藤先生のお話のつき減りの点、特に西日本の米のまあ優位性といいますか、というような点を考慮して価格差をつけるべきだという御主張を伺っております。大蔵省内におけるこれらの問題についての判断につきましては、私もまだ突き詰めて事務局と話し合つております。それで、今ここで直ちに責任ある御答弁を申し上げることはできません。ただ本日問題になつております税の問題につきましては、平均千四百円と抑えましたのは、先ほど來お話をありましたような從来の奨励金を米価に繰り入れましたので、これに対する手当と申しますか、まあ当然減税すべきであるということ、その要素が含まれておるわけでございます。なおまた、米価審議会の答申による石当たり百円の特別加算金、ないしは實質手取りを百円程度

引き上げるべきだというような答申の趣旨を尊重いたしまして算定いたしましたと、従来やつて参りました平均千四百円になるということをございましたが、まあ米価を正しく算定するためにはどうかといふべきものだと私も長年考えて参つたわけですが、よくわかるわけでありまして、理想としてはさよくなことにいたすべきものいまして、税の公平論から言えば、今主税局長が申し上げた通りこういう特別な措置を特殊な農家にだけ講ずるといふことは確かにおかしいんではありませんから、今回消費者米価値上げ等の問題とからみまして、御承知の通り内閣に調査会もできますので、食管制度全般について再検討される際に、あわせてこういった今左藤先生からの御指摘の点につきまして的確にお答えができませんのであるから、この感覚でおります点を申し上げて御了解を得たいと思います。

○左藤義謙君 政務次官は米価審議会で多年非常にこの問題に触れておいでになり、今度たまたま大蔵省にいらっしゃつたわけであります。左藤先生から御指摘の点につきまして的確にお答えができませんのであるから、この感覚でおります点を申し上げて御了

調査会ができますについても、この問題に対しても大蔵省があまり積極的な立場にならぬよう事務当局とも十分御検討いただいて……長い間の問題でありますけれども、米価につ

いては特に質ということを食糧問題は考えてからなければならぬと思います。その点についてできるだけ早い機会に大蔵省の御意向をおまとめ下さつて、また御答弁いただくことを期待いたしております。

○政府委員(足立鷲郎君) ただいま申上げた通り、別に私どもの責任のがれをして、できる調査会に全部おつかぶせるわけでもございませんが、左藤先生も御承知の通り、この食糧管理特別会計の内容をこの際徹底的に洗つて、食管制度全般についてまあ再検討してもらひ、特に行政管理局あたりもことは特に食管に重点を置いてやろうと、いうことでござりますので、私どもはこの際、食糧管理方式といいますか、今までやって参りましたいろいろ継ぎ足し継ぎ足しやつて参りまして、説明も何つかぬようになさなつておるゆえなわけでありますから、こういう点を全部洗つてもらおうと思っておるのでありますから、その際にどういう方向に向うかということによって、今までのようなり方でやつておれば、左藤先生おつしやるような、何といいますか、効果の高い米といいますか、それだけの価値のある米をその価値に応じて政府が買ひ上げるべきだという御主张ごもつともと思ひますが、そういう点も全部含めて調整をはからなければならぬといふうに考えておりますが、お説の点を十分考慮いたしまして善処いたします。

御意見のある方は賛否を明らかにし、お述べを願います。別に御發言はございませんか。御發言もないよりでありますから、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

昭和三十一年産米穀についての所得稅の臨時特例に関する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の御手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(廣瀬久忠君) 全会一致であります。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は先例により委員長に御一任願いたいと存じます。

それから、多数意見者の御署名を願います。

多數意見者署名

西川甚五郎	平林 剛
天坊 裕彦	青木 一男
岡崎 眞一	左藤 義詮
塙見 俊二	苦米地英俊
宮澤 喜一	大矢 正
栗山 良夫	椿 繁夫
野溝 勝	鰐川 義介

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、租稅特別措置法の一部を改正する法律案を議題として、大蔵省当局より内容の説明を聽取いたします。

○政府委員(原純夫君) 御説明申し上げます。

租稅特別措置法の第九条の二といふのに、新築家屋等に対する登録稅の軽減を規定いたしております。その一項に昭和二十七年四月一日から三十一年十二月三十一日までの間に新築した家屋で命令で定めるものの所有権の保存登記について、常則では千分の六の稅

率の登録税がかかりますものを千分の一とするということが規定されております。住宅政策のためにいろいろと税の面でも御協力申しておるわけで、そのほかにもいろいろな項目がござりますが、これが昨年の十二月三十日におけると、いうのを、なお、住宅政策が強く推進されなければならぬといふ事態に応じて、さらに二年間効力を延ばそうと、いために改正をお願いするわけであります。ところが若干仕事に手違いがございまして、これはまあ調査会で特別措置全般につきまして議論があり、当初相当強い整理も考えられた時期もあった等のことからおくれまして、できれば臨時国会中あるいは暮の通常国会の初めにと思っておりますが、ついついおくれまして、この時期にお願いするということになりますが、まことにその辺遺憾であったと思ひます。そのためこの一月一日からこの改正法が施行になります日までの間は、法律的には常則の千分の六かかれども、行政的には登記所を通じ、あたから、行政的には登記所を通じ、あらゆる形になつております。もちろんこれらも書の時分から腹をきめておりましたから、行政的には登記所を通じ、あるいは公庫、公団等を通じまして、それぞれ所管の省からお話を願いました、まあ保存登記でありますから、金融をつけるとか何とかいう特別な場合どうしても登記が必要という分につきましては、しばらく待たれて、改正法案ができたらというふりにお願いしてあるわけであります。いろいろな関係でればならぬというので、附則にこの還付の請求ができるということになつておるようなわけであります。大体この

措置に伴いまする減収額は年額にしまして三億五、六千万というふうに見込んでおります。なお、還付の手続につきましては、なるべく還付が少いよりに、ただいま申しましたように手を打つてございますが、実際に登録税の各省と一緒になつて努力いたしたいと考えておる次第でござります。

○委員長(廣瀬久忠君) 質疑を行ひます。どうぞ御質問のある方は……。

○平林剛君 今御説明がありまして少し触れられておりましたけれども、この法律が昨年の十二月三十一日で切れてしまつた。当時は臨時国会、通常国会もあつたわけです。もとと早くこの法律が提出をされてよかつたのではないのか。臨時税制調査会の審議が繼續されていたということはわかりますけれども、少し政府としては手落ちがあつたのではないかと思える。なぜこういうふうに中間を置かなければならなかつたのか、その点をもう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(原純夫君) おっしゃる通り政府の手落ちがございましたことをお詫びいたします。暮の間に実は簡単な法案でござりまするし、ぜひお願ひしたいと思つたのでござりますが、暮は例の首班指名、その後議事なしとかつた。もっと前に、臨時国会でもといふお話をござりますれば、まあそれがどこの責任だといふのでもございませんが、残念ながらお願いできなかつた。

望みを託したのがあいうふうに政局
が非常に大きく動きましたて殘念ながら
お願いできなかつた、おくれた、もつ
と見通しよく早くやつておけばと今

思つておるのでござりますが、まあいろいろ事態になりまして御了承願ひたいと、こう思ひます。

○平林剛君 今の国税当局はそろでなくとも忙しいときです。それにもかかわらず、いろいろな事情があつたにこゝも、こういう結果になつて、このために手続もよけい煩瑣なことが行わなければなりません。大体あなたの方では還付類についてはどれくらいになつておりますか。

と思ひます。が、これは別にして、臨時
税制調査会において、この登録税法に
ついて検討したときに、増資登録税の
問題については別ですけれども、きよ
うの問題としては、不動産関係の登録
税まで含めて、全面的に再検討を加え
て新しい情勢に即する適正なものにす
べきである、こういう答申案があるの
です。増資登録税はさよりの議題外で
あります。が、不動産関係の登録税も含
めて新しい情勢に即する適正なものに
すべきであるという御意見は、大体今
後どういうふらになつていくのであり
ましょか。あなたの方の検討したも
のがあつたならばお示しを願いたいと
思ひます。

しなければならぬ、そ�すると、不動産との関係がどうなるかということを申しましたのが、その答申の文句になりましたして、やはり全般のバランスがある、増資だけを下げるわけにはいくまない。下げる場合には全般だ、しかしそれをやりますとすぐ三、四億の税収減になると、いうことから、全般の歳入とらみ、他の税とのバランスを見て、根本的ななお検討してほしいということを言われたわけであります。そういう見地で私どもなお研究いたして参りたいと思つておりますが、ただいまのところまだこれをどうするというはつきりしためどは立つておりません。

○平林剛君 そこでちょっとお尋ねしますが、御承知のように先般新潟であるとか、それから秋田であるとか、ひんびんと地方の都市に火災が起きました。火災が起きて、その都市はすぐ復興の準備にかかった。焼けた家屋も店舗も復興されるということになりますが、これらの都市においてはこの租税特別措置法の一部を改正する法律案をみんな待っていることは疑いがあります。ただこれは大火にあつた都市、あるいはそうでない都市との区別がなくて、そのまま一律に千分の一にするが支配的であつたであろうと思います。

りまあ災害減免としては、所得に応じてある程度以下の人には、灾害で家財が半分以上やられたとか、家がやられたというような場合に、これを二分の一とか、全部負けるとかいうような制度でここでまとめていたす。他の税に対しても、やはり消費があり、まあ流通の事実があるといえども、一般と同様に納めていただく。ただし納めるのに一時金繰りが苦しいような場合に徵収猶予をするといふようなことで法の体系がでております。登録税が徵収猶予に入つておるかどうか、私ちょっと記憶いたしませんが、そりやうような体系でいたしておりますので、ただいまのところ、その体系をやって参つてよ

○政府委員(原純夫君) 先ほど申し上げましたように、年間で減税額が二億五、六千万のものでございますから、これが通りまして、もう通ればすぐ実行になつて、それまでの間の分でござりますから、まあ審議を予定するのなんなります。が、早くお通いただければ、そのまま正月が入つておりますから、おそらく一月平均の、一月分にも及ばない程度で、そのまま正月が入つておられますから、おそれなく、いだらう。なお、その上先ほど申しまして、たとえ若干おかしな形かもしれないが、登記を怠がないという場合に、したように若干おかしな形かもしれないが、登記を怠らないといふようにしておりますので、おそらくは、じき改正になりますからとうな話を一般の方に周知していたところではなかろうかと思ひます。この何分の二かであるうといふように申します。従いまして千万円台には上らないのではないかと思ひます。これはごく概略のものでございます。

○政府委員(原純夫君) ただいまお詫び申すの答申案の文句は、増資登録税の軽減を廃止するということについていろいろ御議論が行われました。増資についてもは増資配当分を免稅するという大きな問題も免稅と、それから登録税の軽減がござりますが、配当分は特例を廃止するにしても、登録税の方は残したらどうかという御議論もございました。それからこの登録税が戦前に比べてだいぶ高い、だいぶといましても、これは何倍もということではございませんが、というようなことから御議論が出てのあります。そこで私どもこの戦前に比べて重いのは不動産関係等を含めて全般がそうなっている、それはまあ負担全般が重くなっている、その中でやはり登録税も一翼をなっている格好になつているのだ、そういう見地で、増資の分だけを軽くするということになりますと、他のバランスが破れる、現実に新設の場合どうするかというような問題になる、それも軽く

が、まあ今回の特別措置法で認められるところの家屋、新築した家屋ですね、これらの問題について何か特別に再検討をして、さらにかえていくといふような意味の討論ではなかつたのですね。

○政府委員(原純夫君) 特別措置は非常に数が多くありますので、調査会として取り上げましたものでも二十三、四、あるいは三十近くあつたかと思います。そのほかにまた何十といふあります。

○平林剛君 このことだけは……。

○政府委員(原純夫君) これは調査会が取り上げた事案ではございます。ただ割合に細も小そらござりますし、だんだんとかなりきびしい線から、やはり政策目的の上位のものはもう文句なしに残そうといふやうなふうに、だんだん審議の進むにつれてなつて参りまして、こので、これについて議論が湧いて、ぜひやめろといふ議論と、残せといふ議論が相拮抗して、結論としてこうなつたといふことはございません。ま

る、こういう法律であります。そこでこれらの大火にあった都市の住民たちの間におきましては、特別の場合であるとか、さらに登録税を減免をしてもらえまいかというような意見がきておるわけです。こうしたことについて何とかあなたの方のお考えをお聞きしたいのです。

〇平林剛君 私は住宅建設を促進する意味で、今回の登録税に対する特別措置に特別に異議を差しはさむものではありません。ただ、今の大火にあつた場合の都市と、一般の新築した家屋ということでは、それぞれ条件が違うわけでありますから、そういう意味で政府においても、はなはだしい大火があつた場合いろいろな援助措置を講じますけれども、こうしたこと私そちられるのではないか、将来において一つ政務次官も十分御検討を願つて、何らか適切な措置が打てる場合には一つお考えを願いたいと、そういうことを要望して私の質問を終ります。

〇栗山良夫君 非常に小さなことです
が、一点お伺いしておきます。それはこの法律案が昭和三十三年の十二月三十一日までの期限延長になつております。こういうことになりました理由は
どこにあるのでしょうか。

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

○政府委員(原純夫君) これは一応そ
ういう期限にいたしておりますので、
非常にはつきりと住宅政策で何年計画
の末期がそれに来るというようなもの
ではございません。その時期にまた住
宅政策、あるいはこの特別措置全般の
様子を考えて態度をきめたいというふ
うに考えておられます。とりあえず三十
年末といたしましたのは、住宅につ
いて他にもいろいろと特別償却とか、
その他の特例が設けられております。
これらが大体三十三年一ぱいといふよ
うなことになつておりますので、一応
時期を切るとすればこの辺かというこ
とで、そういう期限にいたしたわけで
ござります。

中に断層ができるというようなことと、できるわけですから、もう少し思って、切つてこの期限の延長をしておかれれば、そのときに法律をまた改正すればいいわけでありますから、もう少し思い切つてありますから、もう少し思つて期限の延長をやられてもいいと思うのであります。この点はどういうことでしようかね。

○政府委員(原純夫君) 一つのお考えだと思います。私どもこういふりで特に期限を切つております考えは、三分の六といら一般のこの負担というのが本則であり、これはそれを一にすすめますから、非常に優遇でありますように、もちろんの特別措置の設けられ方、あり方、そういうようなものとのバランスも見て検討するといふふうな態勢にあることも必要ではないかといふようなことから、こういうふうな特例はやはり何年間かを切つてあります。おっしゃるように、それを相当長くというのも御意見だと通例やつております。それでちょうど二十七年から四年ばかりになりますが、この際延ばすという際に、ちょうど他の住宅関係のいろいろ特例がござります。そういうものが二年先だから、まあ見ようによつては短いかも知れませんが、そのときそれともやはり相互に、特別償却と登録税というふうなものとも相互に関連を持ちますので、あわせてその際検討するといふふう

うなことに対するのが、そのときの立法のやり方としてもよろしいのではないかとも考え方をさせて、別段他意はございません。特に短かくするというようなことはございませんので、そのときの御趣旨の点は体しまして検討いたしたいと思います。そういうような経緯でここにこういうものを御提案しておるのであります。

○宮澤喜一君 技術的な小さなことでござりますから主税局長にお聞きいたします。

この附則の二項の「還付を請求することができる」という規定でござりますが、これによって還付請求権という権利が納税者に与えられた、こういうふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(原純夫君) 権利といいますか、本文の方で十二月三十一日、三十三年まで延ばされますから、税が安かつたんだということになるわけです。ですからそれに基いて返さなければならぬ。その返す請求の期限をあまりいつまでもやつてはいかぬから、三ヶ月以内にお願いしますと、こういうことでござります。

○宮澤喜一君 この法律が成立しますと、措置法の九条の二というのは、昭和二十七年の四月一日から昭和三十三年の末までこの特別措置ができると、そういうふうに読みかえることになると思いますが、そうしますと先刻お話を納税義務者に納税義務がなかつたのありますし、国には実は徵稅権がなかつたことに当然なるだらうと思うのです。そろしますと還付を請求するこ

とが実はできるのではなくて、国が本当に徴税をしたことになる。この改革が成立しますと。そうすれば還付をしなければならないという國に義務が生じるので、つまり徴税権のもとになる法的な基礎がないわけですから、還付をしなければならないのであって、「還付を請求することができる」のではなくのじゃないかと思うのです。いやそれを三ヶ月で切るというよううなことは、はなはだしく考え方によつては権力主義的な不當なことであつて、これが返さなければならぬ、與が実はこれは返さなければならぬ、與る権限がないのですから、法律の考方としても、「請求することができない」という考えは間違つていいやしないからこそ、私は、いわんやその期間を三ヶ月に限るといふようなことは、これはあらかじめ御説明なさいますか。
○政府委員(原純夫君) これはあらかじめ申しますれば、いろんな経緯があつたというので、通常税について還及効を持たず立法をするというのは例外的であります。特に増税するとか、利益を得るため奪うというのは、絶対遡及効を与えるべきではない。減税の場合には遡及効をそれで行ける。これは実は非常にそろそろ審議を願つた米の場合のように、まだ由告期はこれからだというような場合は与えてもよろしいけれども、先ほど御述べたというのと、絶対遡及効を与えるべきではない。減税の場合には遡及効をそれで行ける。これは実は非常にそろそろいう意味では困るケースなのであります。

す。ですから通例は、これはもう改正したらその切れた分はしようがないと思つたのが通例だと思います。ただ、どうが、こういうようなことになつてきて、そのあれをそのまま置いておくといふのもいけないから、その前のものがあつたことにしよう。ついてはまあおっしゃる通り気持は、こつちがお世話して何するということではなくちやいかぬと思いますが、納税者の方から請求は出していくだく。これは法律としてこういふに書いてござりますが、國としても個々の納税者に十分周知徹底をきるよう、先般も衆議院でもそいう御質問がありまして、あらゆる手を尽すといつもりであります。まあ期固ができたので、みんなでそれをうまく押えていこうといつもりでおられますので、お詫のような権利がどうなりますか、というよくな気持でなしにやつております。御丁承いたきたいと思ひます。

の後法律によれば、二十七年の四月から三十三年の末までは自分のこれは当然減額されるべきであったのですから、今自分にはこういう義務はありません。こういう訴訟を起した場合に、主税局長は、いや、あなたはあのときには法律規定で義務があつたのだ、その後法律の規定はこう改まりましたが、今なお義務があるのです、こういふうに御主張なさるわけですか。

○政府委員(原純夫君) さかのほつてその税率は安くなるわけですから、それは安い税しか納める義務はない、しかし印紙を張つてもう納めてあるわけですから、返してもらわなければいかんわけですね。返してもらいたいと言つてほしいということをこの附則に書いてあるだけです。

○宮澤喜一君 この法律が成立しますと、従つてその納税者に納税義務がなかつたということになるだらうと思ひます。この法律を廻及して適用すると、いうことを附則に書くと書かないとにかくわらず、その問題は離れて、廻及させなくとも、これはどうしてもうそういうことにならざるを得ない、本法が變るのですから。そういたしますと、納税者は当然これは返してもらわなければならぬし、国は当然返さなければならぬ。それは請求がないから、わからなくなくて返さぬといふような事實上の問題を離れば、法律的には国は完全に不当な徵稅をしたのであって、返還の義務がある、國が徵稅をする根拠の法律はないのでござりますから。そのときになりますとそういう建前であるべきものを、これを國の義務の問題としてではなくて、納税者の権利の問題として掲げて、それをしかも三月に切

るなどといたしましては不适当だと言ふ
お考えにならぬ
○政府委員　不動産の登記た
たという場合だけですね、国
ければならぬ
ますけれども法なり税の課
ものはないといふ
求をしていた
手続をとるる
やり方ではな
はしないでと
やかにやれば
すが、なるべ
い、やむを得

りことは、はな
りうのですが、ふ
うと言ひ過ぎで
ります。

(原純夫君) 他
記に間違つて印
古に、これも規
國がそれを進ん
精神論とし
も、それを手続
内係の法律で規
わけです。この
んだいて返すこと
いふことは、
なからうかま
は、もうこうい
いうこともや
く登記を延ばす
などうしても

の場合に、紙を張られ
ますが、どう
務がないわ
で返さなけ
ことはわから
として、税
定してある
場合も、請
いう一つの
私は一つの
あ非常に冷
うめんどう
り得るので
はして下さ
必要だから

○委員長(廣瀬) ことになるから、懇談でしか
こと。○委員長(廣瀬) さい。私違つた
る、
○委員長(廣瀬) いふことを開始します。
○青木一男君 委員の質疑応答を開始します。

久忠君) それ、意見を持つていいと思います。

○連続で記述する。重要な点をとめ、それを題として、その問題の特徴を述べる。

「大蔵省会社などへの出資は、ただいまお話ししたいたのは、この問題に適用されることはあります。」

の附則二項の適用を定めることとする。
おるんですけど、住宅の新築の場合は
れるんですか、と住宅と、なま
のしにいくよろ
のですが、そろ
どの程度の坪
考え方になつて
市における都市
によつて移転税率
が政令の方で、
するものといふ
ただきたいと

用の範囲によ
るによ
る、お尋
ね合にの
中小の
なかこ
なとこ
いう点
から、
あるの
計画法
築の場
入るのか
よつと
思いま
まの第
もつば
ふうに
くらた
く合に
れた
録さ
ので
○椿
うい
ので
ても
●椿
てし
度こ
まし
●政
まし
にま
まし

てもこの利益をもつております。
繁夫君　どんな
この概念を適用
か。
府委員(原繁夫)
ては、たやすい
いたしてあります
れで延ばします
あまり大きくな
ないようになります
つております。
繁夫君　その問題
うふうに……ま
・大きからうが
れたものについ
のですが、今度
考えたいとい
いにお考え
ます。

は大きな邸宅で
用するというお
君) その点に
はところは政
ません。が、実
際に、やはり
のままでといふ
足の限度を設け
定の限度を設け
度をこれまで
ある限度がなか
か小さからうが
ては徴税して
ことですが、
つておるの一

は不當だと田
お考えになり
るなどとし
ておられ
ますけれど
たという場合
法なり税の課
ものはないわ
けですね、国
はならぬ
ますけれど
ればならぬ
手続をとるよ
やり方ではな
やかにやれば
はしないでと
すが、なるべ
い、やむを得
してしまつた
にわかるよ
れば、請求を
とでけるも
うに、私ども
せんが、もつ
ばできるのだ
私はそう思
でよろしゅう
則二項以下全
う御親切がす
私どもはそん
す。この付則
けです。その付
付の義務はな
しゃるのです
と思うのです
重要だから、
○青木一男君

の場合に、紙を張られたりとして、税務がないわで返さなければなりませんが、どうしてはわかりますとして、税定してある場合も、講じる一つの私は一つの非常に冷めんどうり得るので私は一つの必要だから、一人々々うことにすくというふくす。かもしけまり方をされましたがあれならそれら、この付ら、そういうりません、ございましたま落ちるわか、國は還ふうにおつらじやない

〔速記中止〕
○委員長(廣瀬)　さういふ申しました。私達がやることになるから、懇談でしかござりません。委員の質疑応答を開始します。

○青木一男君　委員の質疑応答をさりしない点が立法の趣旨は、

ともに、その過誤を納めた人に対する懲罰概念として法規に基いて適切な措置とされることは、非常に多いと私は思ふ。しかし、こういふことは、それはこの法律に於けるものであつて、原則の千分の一も以降この法律を特別に規定するのであります。それによると、こういふことは、この法律に於けるものであつて、原則の千分の一も以降この法律を特別に規定するのであります。

久忠君) 意見を持つて、意見を持つて、意見を持つて。
先ほど宮澤委員長を伺つていてと
があつたのです。
昭和三十二年
施行するまで、
措置の効果が
の六に戻つて、
によってさらになん
まあ立法だと因
改正の趣旨から
渡期においてそ
法に納税しな
ますけれども、
一応当時の状
況であります。
この改正の趣旨
内に限つて返さ
ばつて救済する
のであります。
法律解釈をど
うか、ただいま表
に解釈いたして
これによつて選
きたいと思つて
純夫君) 先ほど
宮澤委員の言
うことに考ふる
う。

では連記をとめます。重要なことは、税金の減免が合意されたことです。この合意は、税金の減免が実現するための重要な一步です。

「大蔵省会議、こうなつてみたいのは、これは適用されは適用されななどの店舗はつきり区分しては一体あると思う。窓を出してしまはれることは、必ずしも住宅の用に供するので、たとえ端部でありますからにしてい

の附則一項の適用を定めるところですが、そのうえで、住宅の新築の場合は、どの程度の坪数のものですが、それと住宅と、なまかにいよいよかかるので、そのうえになって、市における都市市にによって移転権の範囲に適用の範囲についても、ただきたいと思う点についても、ただきたいと思います。

○政府委員(原純夫君) かりに五十坪
といたしますれば、片一方でもつぱら
住宅の用に供するという条件をどうす
るか、こういう問題があります。五十
坪はまちやの商店にも適用になる、そ
の際商店といた場合にはますと、住
宅との割合がどうかということになります。
千分の六を一にするわけでありま
すから、相当大きな盤減でありますと
す。たとえて申して、下が全部店舗な
り倉庫なりで、二階に住宅がのつかつ
てあるというようなものに、それをこの
まま規定を当てはめるということはい
ささか問題だと思います。従いまし
て、もつぱら住宅の用に供するとい
うのを若干緩和するいたしましても、
やはり主として住宅の用に供するもの
に限るというふうにいたしたいと思つ
ております。

ただ別に、近ごろ住宅政策の一環と
申しますか、不燃建築で三層、四層の
ものを建てて下は店舗に使うが、上は
住宅にして貸すというようなことは、
特に都会地あたりの住宅建築について
一つの柱になつております。そういう
ような場合には、割合も総体からいま
すと、店舗部分が三分の一とか四分の
一とかいうようなことになつて参りま
す。そういうような場合については、
できるだけ突つくるめて恩典を与える
というような感覚で参りたいと思つて
おります。

○椿繁夫君 都市計画法に基いて移転
をする、その場合に増築をする、そら
いう場合、増築部分について課税を考
える、こういう御見解ですか。

○政府委員(原純夫君) ただいま申し
ましたのはがたばかり住宅と申します
か、公庫の融資の一つに足貸しとい

のがございます。ただいま申し上げた
ようなコンクリート建で、上の二層な
り三層なりを住宅用に供するといふ
うに建てるなら、下の店舗の分も貸す
というようなことですね。従いまし
て、これは増築という何でなくして、新
築の場合を頭に置いて申しております
。増築の場合よいというのは、すで
に本法に、増築の場合には、増築の部
分が政令の何によるということであれ
ばその部分について軽減措置をする、
政令の条件によるということは、ただ
いままでは面積の制限はありませんが、
今後は作る、それからその部分が主と
して住宅の用に供するといいますか、
そういうような条件が要るということ
になるわけでございます。

○委員長(廣瀬久忠君)	速記を始め て。
〔速記中止〕	
○委員長(廣瀬久忠君)	速記を始め て。
本日の委員会は、これにて散会いた します。	
午後零時二十八分散会	
二月十一日予備審査のため、本委員会 に左の案件を付託された。	
一、食糧管理特別会計法の一部を改 正する法律案	
一、補助金等の臨時特例等に関する 法律の一部を改正する法律案	
一、産業投資特別会計法の一部を改 正する法律案	
食糧管理特別会計法の一部を改正 する法律案	
食糧管理特別会計法の一部を改 正する法律案	
第四条ノ二中「三千五百億円」を 「四千四百億円」に改める。	
附 則	
この法律は、昭和三十二年四月一 日から施行する。	
補助金等の臨時特例等に関する法 律の一部を改正する法律案	

法律の一部を改正する法律
補助金等の臨時特例等に因する法
律(昭和二十九年法律第二百二十九号)
の一部を次のように改正する。
第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則第九項中「昭和三十二年三月
三十一日」を、昭和三十三年三月三十
一日に、「昭和二十九年度分、昭和
三十年度分及び昭和三十一年度分、
を「昭和二十九年度分から昭和三十
二年度分まで」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 地方財政法(昭和二十三年法律
第二百九号)の一部を次のように改
正する。

第三十六条中「昭和二十九年
度、昭和三十年度及び昭和三十二
年度」を「昭和二十九年度から昭和
三十二年度までの間」に改める。

産業投資特別会計法の一部を改正
する法律案

産業投資特別会計法の一部を改
正する法律

産業投資特別会計法(昭和二十八
年法律第二百二十二号)の一部を次
のように改正する。

第一条第一項中「資金の貸付」を
「貸付」に改め、同条第二項中「及び
特定物資納付金処理特別会計からの
繰入金」を、「特定物資納付金処理
特別会計からの繰入金、第三条の二
に規定する資金(以下「資金」とい
う)からの受入金」に改める。

第三条中「並びに第四条に規定す
る特定物資納付金処理特別会計から

の繰入金」を、「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金並びに一般会計からの資金への繰入金」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(資金)

第三条の二 この会計においては、投資の財源の一部を補足すべき原資の確保を図るため資金を置き、一般会計からの繰入金及び資金の運用利益金をもつてこれに充てる。

2 資金は、予算の定めるところにより使用するものとする。

(資金の経理方法)

第三条の三 資金の受払は、大蔵大臣の定めるところにより、この会計の歳入歳出外として経理するものとする。

(資金の運用及び運用利益金の処理)

第三条の四 資金は、資金運用部に預託して運用することができる。

2 前項の規定により運用利益金を生じたときは、当該利益金は、資金に編入するものとする。

第四条中「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」の下に「資金からの受入金」を加える。

附則中第十二項以下を一項ずつ繰り下げ、第十一項の次に次の二項を加える。

12 政府は、昭和三十一年度において、一般会計から、三百億円を限り、この会計の資金に繰り入れることができる。

二月十二日本委員会に左の案件を付託された。

(課税標準及び税率)

(非課稅)

れた。

一、昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案（予備審査のための付託は一月三

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月三十日)

二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、とん税法案

とん税法案
とん税法

（課税物件） 嘉税法（明治三十二年法律第八十
八号）の全部を改正する。

第一条 外國貿易船の開港への入港には、この法律により、とん税を課す。

(定義) 調する
第二条 この法律において「外国貿

「易船」とは、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第五号（定義）及び百八条（外国とみなす

地域)の規定により同法の規定の適用上外國貿易船とされるものを、「開港二三は、同法第二条第

いは「開港」とは同法第二条第十一号(定義)に規定する開港をいう。

この法律において「純トン数」とは、船舶積量測度法(大正三年法律第三十四号)第八条(純トン数等の定義)に定める純トン数をいふ。

2 前項の犯罪の実行に着手してこ

2 前項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、同項

の例による。

法(同法第三十一条ノ二から第三十二条ノ四まで及び第三十一条ノ六を除く。)の例により、直ちにそ

のとん税を徴収する。

(附則規定)
第十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者は、(略)

の徴収者かその法人又は人の業務
又は財産に關して前条第一項又は
第二項の違反行為をしたときは、

第二回の道筋は、この二つが主たる事件である。その行為者を罰するほか、その注人又は人に対するこれらの項の罰則である。

金刑を科する。
(犯則事件の調査及び処分)

件の調査及び処分)の規定は、とん税に係る犯則事件の調査及び処分について準用する。この場合に

において、同法第百三十九条（通告処分の不履行と告発）の規定中「三十日」とあるのは、「四十八時

間」と読み替えるものとする。

2 1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

税法(以下「旧法」という。)の規定によつて課した、又は課すべきであつたとん税については、この附

則に特別の定があるもののほか、
なお従前の例による。

昭和三十二年二月十九日印刷

昭和三十二年二月二十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局